電子印鑑なら 「一会性を表現である。」 「一会性を表現で

GMOグローバルサイン・ホールディングス

電子契約事業部

2022.8





電子契約とは

電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

2

締結手続の高速化

3

ガバナンス (内部統制)強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ(PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付•持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

契約は「当事者の意思の合致」で成立

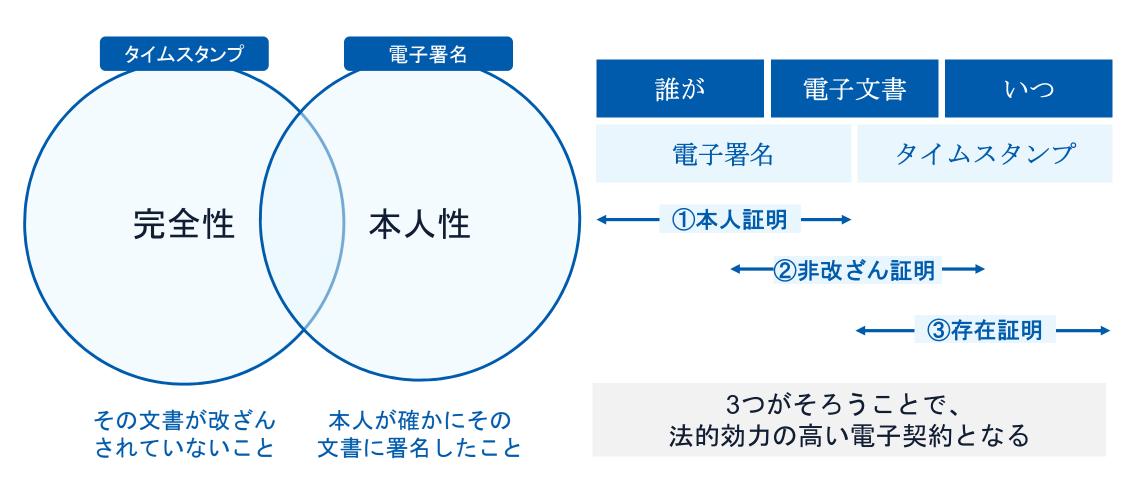
契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。(地方自治法234条第5項)

本人の押印があれば、本人の意思と推定される

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、 真正に成立したものと推定する。(民事訴訟法228条4項)



電子契約とは 法的効力を証明する仕組み



電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスが あれば利用可能。費用負担もありません。

電子契約とは 印税紙について

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。」と規定**しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文 請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信し たとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同 様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙 税の課税原因は発生しない」





電子契約の流れ

電子契約の流れ

(1)電子契約の流れ

電子契約 入札• 契約書の サービス 事業者様 契約 県側 契約書案 入札 見積合わせ アップ・承 利用申出 署名 署名 公告 の内容確認 完了! 認•送信 の実施 書の提出 (1) 準備 (2)締結 【電子契約締結イメージ】 【サービス提供事業者 (GMOグローバルサイン・ホールディングス様)】 **④電子署名とタイムスタンプ**により、 サービス 合意日時、非改ざんを担保 利用契約 【事業者様(契約相手方)】 【大分県】 4 1 契約書データをクラウドにアップロード ②契約書の内容確認と同意(電子署名) ③大分県側が同意(電子署名) **常和**:--1 2 サービス 利用料無料

3

電子契約の流れ 対象となる契約

(2) 電子契約の対象となる契約

建設工事請負契約、売買契約、委託契約、賃貸借契約、物品供給契約、製造請負契約等、 協定書や覚書を電子契約で締結することが可能。

※電子契約できない契約もあるのでご注意ください(下記【電子契約対象外】参照)

大分県の電子契約導入について

- ※令和4年9月から用度管財課、DX推進課、電子自治体推進室等の部署から試行導入していきます。 電子契約の利用を希望する場合は、発注所属に直接お問い合わせください。
- ※事業者様の同意のもと電子契約で契約締結を行います。 (事業者様の意向により、<u>従来どおりの紙面による契約も可能です。</u>)

【電子契約対象外】

- ・法令等で書面化義務のある契約※1
- ・契約期間が10年を超える契約。
- ・個人(個人事業主(開業届を税務署に提出している個人)を除く)との契約
- ※1電子化に規制の残る契約文書

文書名	根拠法令	改正法施行予定
①特定商取引(訪問販売等)の契約等書面	特定商取引法	令和5年6月に改正予定
②事業用定期借地契約	借地借家法	電子化の予定なし



電子契約の流れ 電子契約サービス利用申出書

(3) 電子契約サービス利用申出書について

	合に提出する契約書について、電子契約サービスの利用を希		
望しますので、以下のとおり電	電子署名を行う者を2名申請します。		
1 契約締結権者			
	□ 法人の代表者自ら電子署名を行います。		
□ 法人の代表者以外の者が	□ 法人の代表者以外の者が電子署名を行います。		
※契約権限の委任が確認できる書類(社内規定等)を添付しています			
役職			
氏名			
e-mail アドレス			
a lautati			
2 担当者 役職			
氏名			
e-mail アドレス			
大分県知事 殿			
757717m F 75			
令和 年 月 日			
	住所		
	法人名 代表者氏名		
	1 (4CH FCH		

「電子契約サービス利用申出書」の提出について

- ○電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手 方のメールアドレスを確認する必要があります。
- ○電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを 必ず記入してください。
- ○契約担当者の欄に記載されたメールアドレスが第一署 名者となります。
- ○契約締結権限者の欄に記載されたメールアドレスが第 二署名者となります。

【提出方法】

- ○入札を行う場合 入札参加申請時にその他の書類と併せて、 当申出書を提出させてください。
- 〇入札を行わない場合 当申出書に記載した担当者のe-mailアドレスから契約 事務担当部局へ提出させてください。この場合、メール本文に送信者の氏名を明示してください。



参考資料

参考資料 電子署名法2条、3条における政府見解の流れ

5月12日 政府見解

①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、締結までのプロセスを示せば3条推定効は発生する。

7月17日 政府見解

利用者の指示に基づき、一 定の要件を満たす場合は電 子署名と評価し得る(2条 署名)



9月4日 政府見解

・2条署名に該当かつ、2要素 認証によって本人以外がな りすますことができない固 **有性を有する場合**、3条所 定の推定効が発生する

[5月12日見解]論点に対する回答

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf

[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&Ahttp://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法第3条関係)

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3 ga.pdf

11月17日 デジタルガバメントWG

第3条Q&Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、同一性の確認(いわゆる利用者の身元確認)は求めていない。

しかしながら、実際の裁判において電子 署名法第3条の推定効が認められるため には、身元確認は手段の1つとして考えら れる。

どの程度の身元確認を行うかは締結する 契約の重要性の程度等を考慮して決められるべきものと考えられる。

電子においても判子の世界と同様 の判断がくだされた(3条推定効を 認める)

[11月17日デジタルガバメントWG]

https://www8.cao.go.jp/kisei-

kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf



参考資料 電子帳簿保存法

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。 結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	認定タイムスタンプの押印 及び 記録保存者の情報を確認できるようにすること (規則8条1項1号) 又は 正当な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の運用・備付 (同2号)	日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報 確認
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則8条1項) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」(規則8条1項)	法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則3条1項4号) 2) システム概要書類の備付(規則3条1項3号イ) 3) <u>検索機能</u> (規則3条1項5号)	1) ディスプレイ上・書面上で出力 <mark>が可能</mark> 2) サービスサイト上に掲載 3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索 <mark>が可能</mark>

参考

(国税庁) 電子帳簿保存法について https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/



①承認制度の廃止

- ・3ヵ月前の事前申請が廃止
- ・電帳法に対応した会計システム、 スキャナ等で速やかに電子保存が可能

②タイムスタンプ要件の緩和

- ・スキャンニング時の受領者署名が不要
- ・タイムスタンプ付与期間が3日→約2ヵ月 以内に変更
- 電子データの修正・削除をしたことを ログに残せるシステムの場合、タイム スタンプ不要

③検索要件の緩和

- ・検索要件が「取引年月日・取引金額・ 取引先」のみに
- ・範囲指定、項目の組み合わせの設定機能が 不要
 - ※国税庁の要求による電子データのダウンロードに 応じる場合

④電子取引データの 電子保存義務化

- ・電子取引データの紙での保存は不可
- ・改正以降、電子保存が義務化

参考

(国税庁) 電子帳簿保存法について https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/



参考資料 5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある 証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準(WebTrust)を満た す電子認証局を子会社にもつ当社だ からこそ実現できる信頼性を提供し ます。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Reader でも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見 読性を標準実装。締結済みの電子 契約を紙に印刷することなくその まま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを 標準付与/各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定 タイムスタンプを標準付与。時刻保 証とともに非改ざん性も担保。e-文 書法や電子帳簿保存法などの各種法 令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を 利用して署名を行うので相手方の費 用負担がありません。また、メール 認証だからスピーディに契約締結。



参考資料 セキュリティ

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による ぜい弱性診断を定期的に実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに 個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し 盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ 日次でバックアップしているほか 月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証·IP制限·SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法により社外からの業務外のアクセスや 情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム ウェブ会議システム・ウェブチャット